

資料

人種差別撤廃条約

第四条・七条の実施に関する研究報告（2）

目次

あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約第四条の実施に関する研究……………ホセ・D・イングレス

一 序言

二 実施

A 既に立法措置がある場合

- 一、ガーナ
- 二、イラク
- 三、ポーランド
- 四、オートボルタ
- 五、ユーゴスラビア
- 六、ザイール

(以上、前掲)

B 「条約」への加入検討過程で採用された立法措置

- 一、フィランド
- 二、イタリ
- 三、オランダ

C 現行法の改正

- 一、フランス
- 二、イニド
- 三、イラン
- 四、セネガル
- 五、ソビエト社会主義共和国連邦

D 「条約」加入後の新立法措置の採用

- 一、フィリピン
- 二、エクアドル

三 解

- 三、ギリシャ
- 四、ハイチ

A 第四条 a

- 一、第四条 a 第一項の『流布』の意味
- 二、第四条 a 第一項の『煽動』の意味
- 三、第四条の a 他項

B 意見及び表現の自由への権利との関係

- 一、フランス
- 二、オーストリア
- 三、イタリ
- 四、オーストラリア
- 五、連合王国
- 六、ドイツ連邦共和国
- 七、ノルウェー

C 第四条 b

(以上、本号掲載)

- 一、ノルウェー及びスウェーデン
- 二、白ロシア社会主義共和国及びウクライナ社会主義共和国

- 三、オーストリア
- 四、ブラジル
- 五、ブルンジ
- 六、キューバ
- 七、ネパール
- 八、ニュージーランド
- 九、ウルグアイ

B 「条約」への加入検討過程で採用された立法措置

一、フィンランド

35 フィンランドは刑法典第一六条を改正した後、一九七〇年七月二四日に批准書を寄託した。第一六条には次のよう規定が新しく入れられた。

第六条 a 公の声明や情報を流布して、一定の人種、肌の色、民族あるいは種族的出身、信仰集団であることに基いて、国民の一部を威嚇、誹謗あるいは侮辱する者は何人も国民のその一部に対する差別罪に問われ、最高二年の懲役または罰金に処せられる。

36 人種差別撤廃委員会は、その総会に対する報告書の中で、以下のように述べている。

『条約第四条について、フィンランドの第一報告書に記述されている刑法典第一六条六項 a と b が、人種差別の最も基本的行為をカバーするように思うので、このような差別もまた起るように思われるとする陳述に当惑を禁じ得ないと述べた委員が一人あった。』

二、イタリ

37 イタリは一九七六年一月五日に「条約」の批准書を寄託した。一九七五年一〇月一三日付の法律第六五四号は批准を承認したもので、次のように規定している。

第一条 共和国大統領は、一九六六年三月七日に署名のために開放された、あらゆる形態の人種差別撤廃のための国際条約の批准を認可する。

第二条 条約第一九条の規定により、前条に言う条約は、効力発生の日より、完全に適用される。

第三条 行為が一層重大な違法行為を構成する場合を除き、条約第四条を実施する目的で、次に掲げる者は一年以上四年以下の懲役刑に処せられる。

a いかなる方法によるかを問わず、人種の優越あるいは人種の憎悪に基づく思想を流布する者。

b いかなる方法によるかを問わず、一定の民族的、種族的あるいは人種集団に属しているという理由で、人びとに対して差別をけしかけ、あるいは暴力行為を鼓舞しまたは暴力の煽動を行う者。

人種の憎悪あるいは差別の煽動をその目的に掲げるいかなる組織や団体もこれを禁止する。このような組織や団体に加入する者、あるいはこれらの活動を支援する者は何人も、単に加入しているとか、支援しているとかの事実に基づき、一年から五年の懲役刑に処せられる。

このような組織や団体のリーダーやプロモーターに対しては、刑は加重される。

第四条 この法律の実施に由来する年間支出は、二百五十万リラとされる。一九七四年と一九七五年の会計予算から、これらの年に対する大蔵省の概算支出の各第三五二三章並びに

第六八五章に基づく特別基金への配分より支出するものとする。

大蔵大臣は省令により、予算に必要な変更を行うことを認可する。

この法律には国印を押されるものとし、イタリア共和国の公の法令集に入れられる。これを國法として遵守すること、並びに遵守させることは、すべての関係者の義務である。

38 人種差別撤廃委員会は総会に次のように報告した。

『条約第四条については、イタリアの第一報告書と第二報告書の両方ともが、人種差別に関するイタリアの法制は予防的性格であると強調していることが、注目された。この点に関連して、予防措置は第四条に従って処罰によって裏付けられるべきであるという見解が表明され、この点についてもっと情報が必要しいとの希望が出された。また、イタリアにおいて、第四条aに規定されているように、人種差別団体への財政的援助が犯罪行為になるかどうか、質問された。一九七五年一月一三日に法律第六五四号が、イタリアによる条約の批准との関連で施行されることになったが、この法律は人種差別宣伝活動について、そのような措置を用意しているとは思えない、という見解が表明された』

三、オランダ

39 オランダは一九七一年二月一日に「条約」を批准した。

一九七二年二月一八日の法律は「条約」の実施に関しており、こ

とにオランダ刑法典に次の条文を追加している。

第一三七条c 他人または集団に対する侮辱的見解を人種、宗教あるいは信条に基づいて、言葉あるいは書き物、絵図という手段によって意図的且つ公に表明する者は何人も、一年以下の懲役刑または一万ギルダー以下の罰金に処せられる。

第一三七条d 人種、宗教あるいは信条に基づいて他人に対する憎悪あるいは差別、あるいは個人または他人の財物に対する暴行を、言葉あるいは書き物、絵図という手段で意図的且つ公に煽動した者は何人も、一年以内の懲役または一万ギルダー以下の罰金に処される。

第一三七条e 一 項 事実関係の情報の提供以外の理由によって以下の行為を行った者は、六カ月以下の懲役または五〇〇〇ギルダー以下の罰金に処される。

一〇項 個人の他の集団を人種、宗教または信条に基づいて侮辱するものであることを知って、あるいはそう疑うについて充分な理由があるにもかかわらず、これを推賞する、または人種、宗教または信条に基づいて他人に対する憎悪または差別を煽動し、他人または他人の財物に対する暴行を行うことを公に推賞するすべての者。

二〇項 このような推賞を含んでいるということを知っている、あるいは知っているということに充分な理由があるような、いかなる物品をも配布する者、あるいは配布目的あるいは公にする意思で、このような物品を所持する者

第四二九条三項 人種を理由とする、個人に対する差別行為

に加担し、財政的または他の物質的援助を行う者は何人も、二カ月以内の懲役または二〇〇〇ギルダー以内の罰金に処される。

40 他方、結社と集会の権利の行使を規制する法律も改正されて、人種を理由として個人に対する差別を實行し、維持または推進するような目的を持つ、あるいはこれを現実の活動としていようないかなる団体も、公の秩序に反するものと規定された。差別はかくして刑法典に規定されるに至った。

『オランダの報告書の中には、人種差別的パンフレットの配布に関するオランダ人民連盟 (the Netherlands People's Union) の会員の逮捕に関する情報と、取調べが終了した段階で検事が問題の政党の解散を求めることを決定するという記述があった。人種差別撤廃委員会の一部の委員は、この点は条約第四条bに関連しているので、委員会に対しては次の報告書で報告することが望まれるとした。』

条約第四条の実施について、アムステルダム地方裁判所が下したオランダ人民連盟 (NVD) の禁止に関する判決について、矛盾が指摘された。禁止された団体が機能を続けるというのは条約第四条bの趣旨に反するとされた。連盟を解散にまで追いかめなかった裁判所の判決の理由付けについて、より詳しい説明が求められた。

第四条については、公的と私的分野で人種差別を撤廃する立法措置が採択されていること、並びに報告書には裁判所に提起された、差別のケースについての貴重な報告がなされているこ

とが注目された。刑法典の第四二九条 quarter については、旧規定と新规定との間の重要な相違は、新しい規定はもはや「人種に基づいた差別 (discrimination) 」に「つづ述べるのではなく、「人種に基づいた区別 (distinguishing) 」に「つづ述べていることである。この点に関連して、差別というのは当人の側の判断または意思がある程度働いていることを意味するため、このような意思の証明は困難なことがある。従って、「区別」という言葉を使う方がよいとした点が注目された。

オランダ人民連盟、つまり極右政治団体については、新民法典との関連では、条約第四条の規定と本当に完全に合致する立法措置はオランダにはないことが指摘された。民法第一五条と第一六条は各々、その目的または活動が公の秩序もしくは道徳に反するような法人は禁止されるとみなされるべきで、裁判所は検察官の請求に基づいて、禁止の対象となった法人の解散を命ずることが出来ると規定する。しかしこれは、違法な団体は解散されなければならないと、直接規定しているものではない。従って、違法な団体も、その目的は条約第四条が打ち出す目的に反しているとしても、存在し続ける可能性が残されている。なぜオランダ人民連盟が解散されないのか、どうしてアムステルダム地方裁判所が自由裁量権を行使して検察官の請求を却下したのか質問した委員も若干あった。何故検察官は同じような他の団体の解散を命じなかったのか、何故オランダでは、違法な団体に対する財政的援助が刑法典の四〇条または第二四九条によって処罰されないのかという質問も出された。オランダ

政府は民法典第一五條の改正措置をとり、「あるいはオランダの法秩序に反する」という一句を加える。あるいはその中に、人種差別を推進した煽動する団体の禁止を當事國に要求している、条約第四條bに使用されている表現を入れるべきであるという提案に対して、委員会は大意合意した。²²⁾

C 現行法の改正

一、フランス

41 フランスは一九七一年七月二八日に「条約」を批准した。批准によって生じた現行法のギャップを埋めるため、一九七二年七月一日に法律を制定した。この法律は以下のように規定する。

フランス—人種差別禁止法

一九七二年七月一日法律七二—五四六号

● 第一編 出版の自由に関する一八八一年七月二九日法の改正
第一条 出版の自由に関する一八八一年七月二九日法第二四條に次の第五項を加える。

「第三條に掲げる方法の一をもって、人又は人の集団に対し、その出身又は特定の種族、民族、人種もしくは宗教への所属又は不所属を理由に、差別、憎悪又は暴力を煽動した者は、一カ月以上一年以下の禁錮及び二千フラン以上三〇万フラン以下の罰金又は両刑の一のみに処せられる。」

第二条 1 一八八一年七月二九日の前述の法第三條一項を次のとおり改正する。

民族、人種もしくは宗教への所属又は不所属を理由に、前項に規定する条件で、行われた場合は、禁錮刑の最高は六カ月、また、罰金の最高は一五万フランとする。」

第五条 1 一八八一年七月二九日の前述の法第四八條第六号第二文を次のとおり改正する。

「但し、訴追は、名誉毀損又は侮辱が人又は人の集団に対しその出身又は特定の種族、民族、人種もしくは宗教への所属又は不所属を理由に行われた場合には検察官が職権で行うことができる。」

2 一八八一年七月二九日の前述の法に次の第四八條一を挿入する。

「第四八條一 行為のあった日に少なくとも五年以上正規に登録された結社で、人種優越主義と闘うことをその定款により目的とするものはすべて、本法第二四條(最終項)、第三三條(第二項)及び第三三條(第三項)が規定する違法行為に関し民事訴訟当事者に認められる諸権利を行使することができる。」

但し、当該違法行為が(集団ではなく)個々別々と考えられる人々に対して行われた時には、結社は、これらの人々の同意を得たことを立証する場合に限りその訴訟において資格を認められる。」

第一〇條 出版の自由に関する一八八一年七月二九日法第六三條の第一項を次のとおり改正する。

「累犯による刑の加重は本法第二四條(第五項)、第三三條

「公の場所もしくは集会においてなされた演説、怒号もしくは強迫により、あるいは一般に販売もしくは配布された、又は、公の場所もしくは集会において販売もしくは展示される、文書、印刷物、図画、版画、絵画、標章、マークもしくはその他すべての文書・言論・想像の支えとなるものにより、あるいは、公衆にふれるプラカードもしくは掲示により、一又は複数の実行行為者が前記の行為を犯すことを直接に煽動した者は、その煽動が効を奏した場合、犯罪となる行為の共犯として処罰される。」

2 (略)

第三条 一八八一年七月二九日の前述の法第三三條二項を次のとおり改正する。

「同一の方法によって、人又は人の集団に対し、その出身又は特定の種族、民族、人種もしくは宗教への所属又は不所属を理由になされた名誉毀損は、一カ月以上一年以下の禁錮および三百フラン以上三〇万フラン以下の罰金又は両刑の一のみに処せられる。」

第四条 一八八一年七月二九日の前述の法の第三三條二項及び三項は次のとおり改正する。

「私人に対して同一の仕方で行なわれた侮辱は、これに煽動が先行しなかった場合、五日以上二カ月以下の禁錮及び一五〇フラン以上六万フラン以下の罰金又は両刑の一のみに処せられる。」

「侮辱が人又は人の集団に対し、その出身又は特定の種族、

(第二項)及び第三三條(第三項)に規定する違法行為のために適用される。」

● 第二編 人種差別の禁止

第六條 刑法典に次の第一八七條一を挿入する。

「第一八七條一 公権力の受託者または公的職務執行の委任を受けた市民で、ある人の出身または同人の特定の種族、民族、人種もしくは宗教への所属又は不所属を理由に他人が請求しうる権利の享有を他人に対し故意に拒否した者はすべて、二カ月以上二年以下の禁錮及び三千フラン以上三万フラン以下の罰金又は両刑の一のみに処せられる。」

同一の刑罰は、結社又は団体又はその構成員に対し、これら構成員もしくはその一部の出身又は特定の種族、民族、人種もしくは宗教への所属又は不所属を理由に行われた場合に、適用される。」

● 一九〇一年七月一日の法律

第三条 違法な理由に基づいて、あるいは違法な目的のために結成され、法と道徳に反し、あるいは国家領域の一体性並びに政府の共和政体を脅かす目的を持ついかなる団体も無効である。

第七條 (一九七一年七月二〇日の法律七一—六〇四号) 第三三條の規定に従って無効とされた場合、その団体は何れの関係者の請求によるか、あるいは警察省の訴追請求の何れかに基づいて Tribunal de Grand Instance によって解散を宣言される。警察省は出廷期日を特定することが出来、裁判所も

第八条が規定する罰則規定によって、抗訴の有無にかかわらず、団体事務所の開鎖を命じ、団体のメンバーのいかなる会合をも禁止出来る。

●一九三六年一月一〇日の私的闘争集団と私兵に関する法律

第一条 すべての団体と事実上の集団は、閣僚評議会において共和国大統領が出す布告によって解散される。

(一九七二年七月の法律第七二一四五六号) 六、出身を

理由として、あるいは一定の種族集団、民族、人種または宗教に属するとか属しないかの理由で、あるいは個人の集団に差別、憎悪または暴力を煽動する、あるいは、このような差別、憎悪または暴力を正当化あるいは鼓舞するような思想や理論を流布する団体は、閣僚評議会における大統領布告によって解散される。

参事院が本条第一項による布告を無効と主張する上告を受けた場合は、参事院は遅滞なく裁決するものとする。

第二条 第一条に規定する団体または集団の存続に協力する、

あるいは間接的にこのような団体の再建を援助する者は、六カ月以上または二年以下の懲役並びに六〇フラン以上、一万八千フラン以下の罰金に処す。裁判所はまた刑法典第四二条に規定された刑罰を科すことが出来る。

この違法行為によって刑罰に処せられる者が外国人である場合は、裁判所はさらに本人の追放とフランスの領土への再入国を禁止することが出来る。

第三条 これら団体あるいは集団のユニフォーム、標章は没収

される。またこれら団体または集団によって使用されている、あるいは使用される予定のいかなる武器並びに装備についても同様である。

(一九四四年二月三〇日の法令) この種の団体または

集団に属する動産並びに不動産は押収され、一般的利益のため押収について定められた方法と条件に従って、管轄官庁によって整理される。

42 以上の諸規定について人種差別撤廃委員会は、総会に提出した報告書の中で、次のような見解を表明している。

『人種差別思想を流布する団体に対する弾圧についてフランス政府代表は、まだ設立に至っていない団体を事前に禁止することが出来るかどうかは分らないと述べた。フランスの法律は、現に存在する団体の処罰あるいは解散を定めたものである』⁽²⁾

二、インド

43 インド刑法典の第一五三条Aは、インドが一九六八年二月三日に「条約」を批准した時、有効に存在していたが、一九七二年に改正された。次のように規定する。

第一五三条A 以下の行為を行った者は何人たるかを問わず、

三年以下の懲役または罰金あるいはこの双方に処される。

a 口頭または書き物によってあるいは記号または識別される標記あるいは他の方法によって、宗教、人種、出生地、住居、言語、カーストまたはコミュニティを理由としてある

いは他の何んらかの理由に基づいて、異った宗教的、人種的、言語的または地域的集団、カースト、コミュニティの間不和または敵対感情、憎悪または悪意を助長し、あるいは助長せんと試みる場合。

b 異った宗教的、種族的、言語的または地域的集団、カースト、コミュニティの間の調和の維持を害する、また公の平和を乱し、あるいは乱すおそれのあるような何んらかの行為をする者。

c 演習、運動、訓練、その他の活動を計画する者。但し、参加者がこのような活動が犯罪的能力または暴力を使用するものであること、あるいはこれを使用するよう訓練されたものであることを目的として、あるいは、そのような活動への参加者は犯罪的能力または暴力を使用する、あるいは使用するよう訓練されるであろうことを知っていること。あるいは、そのような活動への参加者が、宗教的、人種的、言語的、または地域的団体、カースト、社会共同体に対して使用されるであろうこと、あるいは犯罪行為または暴力を使うよう訓練されていること、また、このような活動が何んらかの理由で、このような宗教的、人種的、言語的または宗教的集団、カースト、社会共同体のメンバーに対して恐怖心、警戒心または不安感をひきおこす、あるいはひきおこすであろうことを知っていることが必要である。

第一五三条B

一項 口頭または書き物によって、あるいは記号または識別

されうる標記あるいは他の方法で、以下の行為を行った者は何人も、三年以内の懲役または罰金、またはその双方に処される。

a 人びとのある階級について、そのメンバーの何んらかの宗教的、人種的、言語的または地域的集団、カースト、コミュニティへの帰属を理由として、法が要求するインド憲法に對する真実の信義と忠誠を誓うものではないとか、インドの主権と領土の一体性を支持するものではないという中傷を公にする場合。

b 人びとのある階級が、何んらかの宗教的、人種的、言語的または地域的集団、カースト、コミュニティに帰属しているという理由で、人びとのなにかの階級の義務について主張、勧告、助言、請願またはアピールを公にし、これらの主張、勧告、請願またはアピールが、これらのメンバーと他の人びととの間に不和、敵対感情、憎悪あるいは悪意を生む、または生むおそれのある場合。

さらに第五〇五条は以下のように規定する。

第一項 以下に定める条件により何んらかの意見、うわさまたは報告を行い、公にしたりは流布する者は何人も二年以内の懲役または罰金、もしくは双方に処される。

。他のいかなる階級またはコミュニティに対して、ある階級またはコミュニティに対して違法行為を行うことを煽動する、あるいは煽動となるであろうという意図を持って行うこと。

二項 宗教、人種、出生地、居住地、言語、カーストまたはコミュニティ、その他の何んらかの理由に基づいて、敵対感情、憎悪または悪意を興った宗教的、人種的、言語的または地域的グループ、カースト、コミュニティの間に、起そうまたは助長しよう、あるいは起しまたは助長するであろうという意図をもって、うわさまたは警戒情報を含む何んらかの意見や報告を行い、公にしたりは流布する者は何人も、三年以下の懲役若しくは罰金、またはその双方に処せられる。

除外、次の場合は本条にいう意味での違法行為に該当しない。このような見解、うわさ若しくは報告が真実であり、(信義則に則り) 以上述べたような意図をいささかも有しないと信するに充分な理由を、このような見解、うわさ若しくは報告を行い、公にしたりは流布する者が有している場合。

44 インド政府はその第五定期報告書(CERD/C/20/Add.34, 5 March 1979) の中で、次のように述べた。

『インドには人種的優越の理論を唱える団体は皆無である。不可触の慣行は個人レベルのものか、精々各町村レベルでの個人のグループのレベルである。これらの者をまことめて処罰するため、新しく第一〇条Aが一九七六年に、一九五五年の公民権

との関連で、完全に包括的であると指摘した。』

三、イラン

46 一九六八年八月二十九日にイランが「条約」の批准書を寄託した時、出版に関する法律第一三三四号(一九五五年)の第三條はすでに発効していた。この条文は以下のように規定する。

『イランに住む宗教的少数者集団または人種的共同社会を、国民間に不和、恨み、敵対心または分裂をもたらす意図で攻撃する者、あるいは、憎悪並びに人種的・宗教的差別を煽動する者は何人も、一カ月以上六カ月以下の懲役刑または、五〇〇以上五〇〇〇リアル以下の罰金刑に処される。』

47 「条約」第四條aとbを一層完全に実施するため、イラン国会は次のような立法措置を採択した。これは一九七七年八月六日に発効した。

第一条 人種差別と憎悪に基づくあらゆる思想の宣伝、並びに異った人種、肌の色または種族的出身の人びとのあらゆる集団に向けられたマスプロパガンダの手段による人種差別への煽動、財政的援助を含む人種差別行為へのいかなる援助の提供も、禁止される。実行者は六カ月以下の懲役刑もしくは一万余り重刑に処されるものとする。

注 この条文に規定されたマスプロパガンダとは次のものをいう。公の集会、ラジオやテレビジョンによるスピーチの実

法の中に加えられた。この条文の(一)は次のように規定する。

(一) 所定の方式による調査の後、ある地域の住民がこの法律によって処罰の対象となるならこの違法行為の実行に係っている、これを鼓舞している、あるいはこのような違法行為の実行にかかわっている、あるいは行為者を発見または逮捕するについて全面的協力を行うことを怠る、あるいはこのような違法行為の実行の物質的証拠をいん滅すると思料するに充分な場合は、州政府は官報による通告によって、住民全体に対して罰金を課することが出来る。』

45 これらの規定について人種差別撤廃委員会は総会に対する報告書の中で、次のように述べている。

『条約第四條に関連して、以下のような指摘がなされた。この指摘はインドの第五報告書の審議の際行われたものである。すなわち、インド憲法第一五條は差別禁止との関係で、差別の概念を人種においており、肌の色とか種族的出身にはおいていない。さらにインド刑法典の関係条文も同じく人種を理由とする差別をカバーするが、肌の色とか種族的出身の概念を無視している。それ故、これらの事由をカバーし条約第四條に定めるすべての要件を充足するために立法措置の改正に踏み切る用意はあるかという点が質問された。』

条約第四條に関して提起された質問に対してインド代表は、インド刑法典第一五三條はまた「または他のいかなる理由を問わず」という表現を入れており、この表現は条約の関係諸条文

施、意見発表、書籍、新聞や雑誌の発行、フィルム上映など、
第二条 人種的あるいは種族的差別を宣伝する意図をもって、あるいは人びとの間に憎悪並びに敵対心を流布する目的で、あるいは異った人種並びに種族集団の間に不和を推進するために一定の団体を創設したり、またはこの指導者となる者は何人も、三カ月以上一年以下の懲役刑若しくは一万以上一〇万リアル以下の罰金に処せられる。また最低限度の刑罰がこのような団体のメンバーの全員に課せられる。

48 イランの第六定期報告書(CERD/C/66/Add.5)は、一九七九年二月二〜三日に採択された、イスラム共和国の新憲法全文を紹介していた。報告書を紹介してイラン政府代表は、暫定政府の決定によって、国会によって新しい決定があるまで人種差別に関する現在のすべての立法措置は有効であると述べた。

49 以上の規定について、人種差別撤廃委員会は総会への報告書の中で、次のように述べている。

『新法律案の第一条は、条約第四條aのすべての要件を満足している委員会を考えた。しかし「人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布を、法律によって処罰されるべき犯罪である」と宣言する「という要件については、さうではない」と考えた。また「マスプロパガンダ」という表現も、条約の要件の適用を限定するものではないかと、考えられた。しかしこの点に関連して、審議の対象となった法律措置に付けられた注が、条約の目的とするところに合致するに充分な広い解釈をこの表現に与えていると述べていることが注目された。これに答えてイ

ラン代表は、特定の目的に向けられた新しい立法措置がとられる際、誤った解釈の可能性を避け、人権の一定の分野の保護が他の諸分野に対して「反対の面の効果」をもたらさないことを保障するため、充分な注意がされなければならない、と述べた。さらに代表は、新刑法典第一条の「マスプロバガンダ」という表現は、人びとまたは集団の意図を重視している第二条との関係で考察されなければならない、と述べた。

さらに代表は、「マスプロバガンダ」という手段は現実に使われてはじめて、このような意図の有無は確認される。もし他の基準が適用されるなら、他の人権が直接に侵害されるという危険があらう、と述べた。

条約第四条bに対応する新刑法典の第二条に関連して、新しいイランの法制は、他の多くの国の法制と類似して、人種差別団体を設立、指揮またはこれに参加する人びとに對する処罰を規定するが、条約が求めるように、これらの団体そのものを「違法であることを宣言しかつ禁止」してはならない、という見解を表明した委員も若干あった。その他の委員はしかし、新刑法典は、他の既存の刑法規定との関連で考察されるべきであろうと強調した。委員会の決定三Ⅶに打ち出された委員会の立場に関連してこれらの委員は、もし既存のイランの法制が国法体制内のいかなる規定を侵害する団体を禁止し、違法と宣言するものであれば、イラン法制を条約に合致させるために必要なことは、新しい刑法典を追加することにつきるであろうと主張した。こうすることによって、新刑法案第二条に明記されたよう

な人種差別活動に従事する団体の禁止を保障出来るのである。それ故イラン政府が次の定期報告書に、現在の法制中の団体についての条文に関する情報とテキストを提出するようにという、要望が表明された。⁽⁵¹⁾』

50 人種差別撤廃委員会はその総会に對する報告書の中で、次のように述べている。

『新しい憲法の諸原則を実施するための法律が制定されるのを待つ方がよいであろうと、委員会は強調している。その間國會が新しい法律を作成するについて、条約の諸規定を考慮に入れることが望まれる。次のイランの定期報告書には、新憲法の諸原則、ことに条約第二、四、六それに七条に関する諸原則の実施についての詳しい情報が含まれることが有益であろうと述べた委員も若干あった。また委員の一人は、イラン憲法の枠の中での国際法の一般原則、ことに国際条約の位置についての情報⁽⁵²⁾を求めた。』

四、セネガル

51 セネガルの憲法第四条は、以下のように規定する。

『人種的、種族的または宗教的あらゆる差別、並びに国家内の安全または共和国の領土の一体性を脅かすようないかなる地方的宣伝も法律により処罰される。』

52 セネガルの刑法典はことに、次のように規定する。

第二六一条二項 前条に指定されないが特定の人種または宗教に出身として所属する人びとの集団に對する同じ手段によっ

て行われる中傷は、その目的が市民あるいは住民の間に憎悪を惹起する目的である場合は、二月以上二年以下の懲役刑と五万から五十万フランの罰金刑に処される。

第二六二条二項……特別の人種または宗教に出身的に所屬する人びとの集団に對して、市民または住民の間に憎悪を惹起する目的で行為が実行された場合は、最高六カ月の懲役刑並びに五〇万フランの罰金に処される。

53 セネガルの第四報告書 (CERD/C/48/Add.5) は、次のようなものを、第二六一一条に規定された行為として述べている。ラジオ放送、テレビジョン、フィルム、出版・印刷、あらゆる文字や絵図の郵送、展示または配布、公の集会や場所で行われるスピーチ、歌、叫号、または脅迫、そして一般的に、一般大衆とのコミュニケーションのためのあらゆる技術的手段、以上である。

一九七九年一月四日の法律第七九一〇二号

『登録手続をしないで、または事前の許可なしに団体を組織し、または組織せんとする、あるいは、公民並びに商業義務法典の第八一六条によつて、司法当局または行政当局によつて解散された団体の再建を試みる者は何人も、二〇万から二百万フランの罰金刑と一カ月から一年の懲役刑、あるいは上記の刑罰の一方に処せられる。但し、特別法によつて規定されるべき何んらかのより重い刑罰の適用を妨げるものではない。判決はすべての場合について、刑法典第三四條に規定された市民権の剥奪を予定する。』

54 人種差別撤廃委員会は、セネガルの第三定期報告書に関連して、次のように述べている。

『条約第四条に關して、前回の報告書が審議された際、あらゆる人種的、種族的、または宗教的差別行為と地方的宣伝は法律によつて処罰されると規定しているセネガルの憲法第四条をいかに解釈するかについて、委員会のすべての委員に一致があつたわけではないということ、委員の一人が想起しよう求めた。しかし委員会の大勢は、この規定が条約第四条aの要件を満足するものであるとした。しかし、なお第四条の他の規定については、情報の追加が必要だとした。多くの委員が、第四条の実施に關するより詳しい報告のないことを遺憾とした。この際これら委員は特に報告書の中に、当局者は人種差別の諸悪と闘う目的でその他の措置をとる必要がなかったと記述されていることを捉えて、このような立場は決して委員会の立場と一致するものではないと述べた。刑法典第一〇六条の適用範囲、つまりこれが人種差別をカバーするの否かについて明らかにすることが要請された。条約第四条のaとcは現行法でカバーされるが、この条文のbに關連する条文を見出せないという見解を述べた委員が一人あつた。この委員は、セネガルの当局者の見解によると、憲法第四条の規定は、条約第四条のaとcを満足するものである、と述べた。そして条約第四条は、当事國に對して、人種差別と對決するための特別の法律の採用を義務づけていることに注意を促し、これらの法律についての情報を次の定期報告書の中に必ず入れるよう求めた。』

55 セネガルの第四定期報告書について、人種差別撤廃委員会
は、次のように述べている。

『第四条に基づく義務をセネガルはほとんど完全に遵守して
いると述べる幾人かの委員があったが、他の委員達は、完全な
実施が立法措置によって保障されているとは言えないとした。
人種差別と闘うための措置に関する法律案は、条約第四条を
実施するために施行されることになっている。刑法典の第二六
一条と二六二条は、人びとの集団について述べているが、これ
らの規定は個人個人によって実行される行為への言及によって
補足される必要がある。加えて、方法の定義が法の一部を形成
するの否か、否か、あるいは単に報告書の責任者の意見であるの
か明確ではない。それ故、個人やまた外国人の保護のために、
本当にどのような保障が用意されているのかは、明確でない。
恐らく次の定期報告書がこの点についての裁判所手続に関する
情報を提供するであろう。報告書の四頁に言及されている人種
差別と闘うための措置に関する法律案に関する進展状況につい
ての報告もまた求められ、これが何時採択されるのかも質問さ
れた。報告書の中の条約第四条bの実施に関する部分が政党と
商業団体に関する注目に一人の委員は、人種差別
の禁止は政党以外の非営利団体にもまた適用されるのかどうか
質問した。

条約第四条についてセネガル代表は、この点についての適切
な法律案が閣僚評議会によって採択されており、近く国会で審
議されることになっていると回答した。セネガルにおいては、

される。この法律については政府が提出した第一報告書の中に
扱われている。委員の一部から、参考にしたので条約の発効
に先立ってソ連に存在している各種の法律規定のテキストを委
員会に提出してほしいという旨の要望があった。政府としては
これらを提出するにやぶさかではない。代表はまた委員会に対
して、報告書の審議中に表明されたコメントや質問はすべて政
府に伝えるので、次の報告書の中ではこれらの点に十分配慮が
されているであろうと述べた。

57 『国家に対する犯罪行為に関する刑事責任』に関するソ連
の法律は一九五八年一月二十五日にソ連の最高会議で採択され
た。これは一九六〇年一月二十七日にロシア共和国の最高会議で
承認されたロシア共和国の刑法典の第七四條、並びにソ連邦の他
の共和国の刑法典の対応する条文にそのまま入っている。第一一
條は以下のように規定する。

『人種または国籍に基づいて、人種的または民族的憎悪ある
いは不和、並びに市民の権利の直接あるいは間接の制限、ある
いは市民の特権の直接あるいは間接の授与は、六月月から三年
の自由刑、あるいは二年から五年の国内流刑に処される』

58 この点について委員会は、次のように述べている。
『委員会に提出された情報によると、条約第四条aの規定は遵
守されていることが分った。しかし、第四条bに関する法律措置
のテキストを入手したいという要望が出された。』

59 委員会は続いて次のように述べている。

『条約第四条に関連するある条文が確かにソ連の定期報告書

条約第四条の規定に違反する活動に従事するすべての団体を違
法と宣言する権限を持つのは、内務大臣である。人種的優越ま
たは憎悪に基づく思想の流布、あるいは人種差別の煽動への従
事を処罰されるべき犯罪行為とする刑法典の中の規定につい
て、報告書にリストされている方法は網羅的ではないことが注
目されるべきである。これらは一種のガイドの意味である。し
かし、一般大衆をまきこむことを目的としたあらゆる技術的
手段は、この条文でカバーされている。

五、ソ連

56 一九七〇年三月十七日付のソ連の第一報告書を審議した
後、人種差別撤廃委員会はその総会に対する報告書の中で、次の
ように述べている。

『審議されたソ連の報告書には、次のようなくだりがある。
すなわち「条約の諸規定はソ連では厳格に遵守されており、そ
の実施は条約がソ連について発効するに先立って制定されたソ
連の法制全体並びに他の措置によって保障されている。それ故
に条約が発効したからと言って、その実施のためソ連の法制を
改正したり、これに追加することは全く不要であった」。しか
し委員会では、ソ連に対して委員会に刑法典中の関係条文や
他の法律措置のテキストを提出してもらいたいとの要望が表明
された。条約第四条に関連してソ連の代表は、人種的あるいは
民族的な敵意や不和を煽動することを目的とする宣伝またはブ
ロパガンダはすべて一九五八年の法律第一一條によってカバ

の中に言及されていることが注目された。すなわち、異った民族
の間に敵対心を惹起する可能性のあるようないかなる宣伝やア
クションに従事することも、犯罪行為とする規定である。委員
会は、条約第四条に掲げられた違法行為に対して適用される立法
措置についての詳細の提供を再び要望した。

60 一九七七年一月二日のソ連憲法は、その第三六三項に
次のように規定する。

『人種のおよび民族的標識による市民の権利の直接または間
接の制限、直接または間接の特権の設定、ならびに人種的また
は民族的な排他主義、憎悪または軽蔑のあらゆる宣伝は、いか
なるものであれ、法律によって処罰される』

61 人種差別撤廃委員会は以上に注目し次のように述べてい
る。

『ソ連の第五定期報告書の審議に関連して委員会が前に行った
質問に対しても、ソ連の代表は回答した。条約第四条を実施する
ための立法措置の問題に関してソ連の代表は「憲法第三六三條によ
っていかなるものであれ、人種のおよび民族的標識による市民の
権利の直接または間接の制限、直接または間接の特権の設定、なら
びに人種的または民族的な排他主義、憎悪または軽蔑のあらゆる
宣伝は、法律によって処罰されることになっている」と述べた。

ソ連の刑法典によると、このような犯罪行為には六月月から三
年の懲役刑または一年から五年の流刑が課せられる。憲法第一一
一條は、ソ連邦の市民は、共産主義建設の目的にしたがって、社会
団体に団結する権利を付すると規定する。人種差別を煽動する団

体は、この目的に反し、従って設立を認められない。法律的な承認をうるためには団体は登録することが必要で、このためにはその目的が憲法に合致するものであることを述べなければならぬ。憲法第六四条は、すべてのソ連邦市民が他の市民の民族的尊厳を尊重し、ソビエト多民族国家の諸民族および民族的諸集団の存在を強める義務を規定する。

一九七八年と一九七九年の法律が、ソビエト憲法（一九七七年）を実施するために制定されたことを認める委員が幾人かいた。この憲法の中には、国籍法と最高会議への選挙法が入っている。この点に関連して、幾人かの委員は、新憲法と一致させるため目下国内法の改正が進行中であるから、次の報告書にはこの問題に関する情報が追加され、またこれらの法律、民事並びに刑事手続のテキストのより完全な抜粋が提供されることであろうと述べた。委員会は問題の法律が本当に条約の規定と合致するか判断出来るであろう。一国の司法手続がどのように実施されているのかを知ることは重要である。委員会の一委員は、新憲法がどのように他の法律の現体系に影響を及ぼしているのか報告してくれるよう求めた。

62 最後に、ソ連の第七定期報告書（CERD/C/91/Add.18）を審議した後、委員会は次のように述べている。

『条約第四条に関連して、報告書は前の報告書の審議の際提起された多くの質問事項に答えようと努力はしているが、第四条の実施に関する情報はまだ不十分である。ソ連憲法第三六条と国家に対する犯罪についての刑事責任法第一条は、第四条のすべて

63 一九七〇年三月二四日付のフィリピンの第一報告書の中には、特に、「条約」第四条aとbを実施するために立法的並びに行政的措置をとる必要があるか否かについては、フィリピン政府によって慎重に検討されるであろうと述べられていた。

64 フィリピンの第三定期報告書の審議の折、フィリピン政府代表は委員会に対して、政府は条約「第四条」の諸規定を実施するために、特別の立法措置を必要とするとは考えないと述べた。

65 一九七六年七月二三日付のフィリピンの第三定期報告書には次のように述べられていた。『一九七六年五月二三日に外務大臣代理、ホセ・D・イングレスは、あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約の第四条を実施するための法律案を、フィリピン大統領にその承認のため提出した。』

66 ようやく一九七八年二月二日付の第五定期報告書でフィリピン政府は、一九七八年四月一日付の大統領布告第一三五〇Aのコピーを委員会に提出した。その実施規定は次のようになっている。

第一条 人種差別を助長し煽動するあらゆる団体、並びに組織的及びその他のあらゆる宣伝活動は、ここに違法と宣言され、禁止される。

第二条 国及び地方のすべての公権力または公的公益団体はここに、人種差別を助長し、または煽動することを禁止される。

第三条 この大統領布告、並びにあらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約第四条aとbのいかなる違反もここに、法

の要件を完全に満足するものではない。人種的憎悪を煽動する宣伝行為と特権の設定だけがカバーされるだけである。人種差別の現行犯のものについては、何の言及もない。ロシア共和国の刑事訴訟法第七四条をきつと検討しただけでも、この法律は、条約第四条aの第一句にそった、人種的優越あるいは憎悪に基づいた思想の流布を処罰するための規定はついていないことが分る。第四条aの第三句と第四句との実施については、ソビエト政府は暴力行為またはこのような行為の煽動、並びに刑事犯罪行為の共犯に対してもまた一般的法律を用意していると推定される。もしそうなら、ソビエト政府は次の報告書の中にこれらの法律規定についての特別の情報を入れるべきであろう。またソビエトの報告書が、条約第四条bに関する情報を提供していないことも指摘された。この条文は当事国に対して、人種差別を助長し煽動する団体並びに活動がソ連において違法且つ違憲であるなら、次の報告書には、新憲法の下で制定されたあらゆるものを含め、特定の刑法規定についての言及がなされなければならない。委員会は、ソ連憲法は改正されたのであり、この点に関する報告を待っている現段階での、第四条にソビエト法が合致するかの点に関する質問は保留した。』

D 条約への加入後に新しい法律を制定した場合

一、フィリピン

律違反と宣言され、違反者は判決によって、次の刑罰に処せられる。

a 次の者は三〇日以内の懲役に処せられる。人種的優越または憎悪に基づいた政策の流布並びに唱導、人種的差別を助長しあるいは煽動するようないかなる団体への加入またはこのような組織的宣伝活動及びその他のあらゆる宣伝活動を行う団体への参加、また人種差別活動への、財政的援助を含む支援。但し行為者が国及び地方の政府官僚または職員である場合は、最高刑に処せられる。

b 次の者は一カ月と一日から六カ月の懲役に処せられる。いかなる人種または異った肌の色または種族的出身者の集団に対する暴力行為の煽動、並びに人種差別を助長し煽動する団体の役員並びにこのような組織的宣伝活動の組織者。行為者が国及び地方の政府官僚あるいは職員である場合は、最高刑に処せられる。

第四条 前条に規定される処罰については、適用される他の刑法規定が行為者に課す責任については、これを害するものではない。

第五条 本布告は直ちに施行される。

67 人種差別撤廃委員会は、総会に対する報告書の中で、次のように述べている。

『条約第四条の実施については、フィリピン大統領が立法院を拘束する大統領布告を出す権限は絶対的なものか、あるいは何んらかの形のチェックとコントロールに服するのを一層明

かにするよう要望された。また、「条約」のいかなる違反も違法と宣言した一九七八年の大統領布告第一三五〇-Aの公布後、人種差別のケースが一つでも裁判所に提起されたかどうかも質問された。

大統領布告第一三五〇-Aに関連しての質問に対してフィリップ代表は、大統領布告によって、条約違反は違法行為とされ、処罰の対象となる。大統領布告の性格については代表は、一九七三年憲法の第三部(2)、第一七条を紹介した。ここには、戒厳令下の政府が廃止されても、大統領布告自体が改正あるいは取消されない限り有効であると規定されている。(3)

二、エクアドル

68 エクアドル政府はその第二報告書の中で、エクアドルにおいてはいかなる人種差別も存在しないということをよく知られているので、「条約」第四条にそって、刑法になんらかの規定を置く必要は考えてもみなかった、と述べた。

69 この第二報告書の審議をめぐって委員会でも聞かれた議論を考慮に入れて、その第三報告書ではエクアドル政府は次のように述べている。『エクアドルにはいかなる形態においても人種差別の存在しないことは確かだが、近い将来条約第四条aとbに従って、新刑法典の中に若干の関係規定を入れるべく研究を開始した。』

70 刑法典の第一草案に入っている、人種差別に対する行為を処罰する規定(第二二一、二二二、二二三、二二四及び二二五の

の強制労働に処される。何人かの死を招来した場合は、行為者は二年以上一六年以下の強制労働付きの懲役刑に処される。

第一三条 人種差別を助長しまたは煽動するいかなる団体または宣伝、宣伝活動はここに違法と宣言され、共和国において従って禁止される。従って、このような団体あるいは活動に参加する者は何人も、二カ月以上二年以下の懲役刑に処される。

第一四条 いかなる国、地方または地域の公権力または公的公益団体も、人種差別を助長しまたは煽動してはならない。この禁止の違反に対する責任は、これらの公務または当該公益団体の正当な代表または執行機関にあるものとし、判決の執行期間中の政治的権利の剥奪を伴った六カ月以上三年以下の懲役刑に処される。

第一五条 この布告に特定された人種差別のなんらかの行為を行う公権力官僚あるいは職員は、憲法に定められた保障の侵害に関して、憲法に定められた特別の規定に従う。

第三三條 新刑法典の制定に際しては、この布告の諸規定は、必要な改正を経て、この法典の中に編入される。

第四四條 この布告は、官報の中に発表された時点で発効し、内務、司法並びに外務のそれぞれを担当する國務大臣が、その実施の責任に当る。

72 人種差別撤廃委員会は総会に対する報告書の中で、次のように述べている。

『エクアドルの第七報告書(CERD/C/91/Add.2)についてエクアドル政府代表は特に次のように述べた。条約第四条の諸

各条)について、追って委員会へ報告がされた。

71 最後にその第五報告書では委員会に、一九七九年一月二九日付の、政府の最高会議の布告のコピーが提出された。これは刑法典を改正したものである。

第一條 刑法典の第一部、第一章は以下のようになる。『憲法上の保障と人種平等に対する犯罪について』

第二條 刑法典の第二部、第三章の後に新しい一章が入る。そのタイトルは『人種差別に関する犯罪について』であって、以下のような条文よりなる。

第一三條 何人たるかを問わず以下の者は六カ月以上三年以下の懲役に処される。

(一) 何んらかの方法で、人種的優越あるいは人種的憎悪に基づいた思想を流布した者

(二) 何んらかの方法で、人種差別を煽動した者

(三) 何んらかの人種、人、何んらかの肌の色あるいは種族的出身の人びとの集団に対して暴力行為を行い、あるいは行うようにした者

(四) いかなる種類たるかを問わず、人種差別活動に財政的援助をし、援助あるいはそのかした者

本条に挙げられた犯罪行為が公権力官僚または職員によって命令されたり、行われたりしたものである場合には処罰は一年以上五年以下の懲役となる。

第一四條 前条第三項に記載された暴力行為が何人たるかを問わず身体の傷害に及んだ場合は、この行為者は二年以上五年以下

規定を刑法典の中に入れるという決定は、第一報告書が委員会と審議された際、委員会とエクアドル政府代表の間でなされた対話に基づいている。

条約第四条については、条約のこの条文を実施するために刑法典を改正した法律第三一九四号に注目する委員が若干いた(3)

三、ギリシャ

73 ギリシャ政府はその第三報告書の中で次のように述べた。

『国連のいくつかの加盟国がすでに制定している似たような法律を念に検討した結果、人種差別撤廃条約の第四条aとbにそった特別刑法が法務省の担当部局によって準備されているところである。これは、違法で処罰されるべき犯罪行為に関する第四条の諸規定をすべて含んだものである』

74 ギリシャ政府はその第六報告書の中で一九五二年憲法と同じく、一九七五年憲法も『いかなる種類の差別もない基本的権利の享受の平等の原則が積極的に打ち出されている』と述べた。果して人種的差別的禁止の概念が、一九七五年憲法第五条に入った。

75 ギリシャ政府は、一九七九年六月二八日の新法律第九二七号を次のように紹介した。

A この法律は

一、人種的または民族的出身のみに基づき個人の集団に対する差別、憎悪または暴力をひきおこす行為を故意に煽動する者に対する処罰を規定する。このような行為は口頭による書面によることを問わず、公に行われることを要する(第一一条一項)。

二、人種または民族的出身に基づいて他の人々または個人の集団に対して攻撃的な思想を、口頭または書面で公に表明する者は何人も、同じく処罰される。

三、人種差別を惹起するような何んらかの性格を有する宣伝または活動を目的とする団体を設立したり、これに参加する者は何人も処罰される。(第一条二項)

B 法律第九二七号による訴追は、不服の申し立てをまつて行われる。しかし、ギリシャ政府が前の報告書に記述したように、条約は『ギリシャ国内法と不可分一体であるから』、ある行為が公の秩序と社会的平和を脅かすような場合は何時でも、検察官は措置をとることが出来る。この点に関連して、刑法典第一九二条が注目されなければならない。この条文は以下のように規定する。『何んらかの方法で公に市民を暴力または対立におとし入れ、あるいはこれを煽動し平和を乱す者は何人も、二年以下の懲役に処される。但しその行為が他の法律規定によってより重い刑罰に処されるべき場合は、この限りではない。』

公の秩序並びに社会的平和の維持に関するこの条文並びに他の諸条文の適用を保障するために検察官は、独立して措置をとることが出来る。検察官は、人種差別的団体の設立または活動の場合には何時でも措置をとるに十分な権限を与えられていることであろう。

この法律第九二七号に加えて、民法典は個人の名声をまもり、すべての人にこの尊重を要求する権利を与える。



はその目的が合法的でなければならず、人種差別思想を宣伝するような目的を持つ団体の結成は許可されないと述べた。しかし、このような目的も結成の時に見破られないですんだ場合でも、当局はこのような人種差別的目的が明らかになり次第、このような団体の解散を命じることが出来る。』

四、ハイチ

78 ハイチ政府の前の報告書には、「条約」第四条の実施のための法律案についての報告があった。

79 一九八一年二月四日の大統領令はとくに次のように規定する。

第一条 人種差別のいかなる行為、または人種、肌の色またはある種族的集団への所属を理由として、基本的人権を侵害するいかなる形態も以下の規定に従って処罰されるべき犯罪行為とみなされる。

第一条 この大統領令に従って、人種差別とは、人種、肌の色、家系または民族的または種族的出身についての考慮に基づくあらゆる区別、除外もしくは制約またはあらゆる行為を意味する。但しその目的は、政治的、経済的、社会的または文化的、またはその他のあらゆる公的生活分野における、人権及び基本的自由の承認、享有、行使または平等を損い、または無効にするものであることを要する。

第三条 人種差別の不存在は、公の秩序の絶対的原則である。

第五七条 『自己の名声を不法に傷つけられた者は何人も、このような行為の中止並びに将来に向ってこのようなことが起らないよう要求する権利を有する。行為が死者の名声にかかわる場合は、死者の配偶者、子孫、兄弟姉妹並びに遺言上の相続人もまた同じような権利を有する。さらに、不法行為法に従って損害賠償の請求も出来る。』

76 この法律九二七号が、「条約」第四条の定める一定の要件を欠くことも指摘された。例えば、この法律は人種的優越または憎悪に基づく思想の流布をカバーしていない。

77 人種差別撤廃委員会は、ギリシャの第六定期報告書の審議の際、次のような見解を表明した。

『条約第四条に関して、この条文の実施のためにとられている措置についての情報をもっと提供するよう要望された。検察官は公の秩序または社会的平和を脅かす場合は何時でも措置をとれるとされている。報告書の中の記述について、もし条約がギリシャの国内法の不可分一体の部分であれば、どうして検察官はこのような場合に措置をとらなければならないとされないのかと質問した委員が一人あった。法律九二七号が人種または民族的出身にのみ基づいて個人または個人の集団に対して差別、憎悪または暴力を惹起するような行為の国際的煽動を処罰することを規定していることに注目して一委員は、故意に基づく煽動という要件は故意の立証が困難であることからして、条約第四条の実施を制約することにはならないかと質した。団体の問題についてギリシャ政府代表は、団体結成のために

第五條 以下の者は、六カ月以上二年以下の懲役または五千元以上二万五千元の罰金に処される。

- (1) 個人、個人の集団または団体に對する人種差別行為あるいは実行に加担するすべての者
- (2) 個々の団体に對して実行される人種差別を助長しまたは援助するすべての者
- (3) 特定の人種、特定の肌の色あるいは種族的出身の個人の集団の優越に基づく思想または理論によつて行われるいかなる宣伝あるいは団体に加担したり、参加するすべての者

第六條 法律によつて認められた権利を、それと知りつつ何人かに対して否認し、またこのような否認の理由を、その人の出身または特定の種族集団、民族、人種あるいは宗教への帰属または非帰属に求める公務員または公共の職務に任ずる市民は何人に対しても、訴追手続がとられなければならないが、六カ月以上三年以内の懲役刑もしくは五千以上五万グールド以下の罰金に処される。

第七條 この大統領令に違反し、また団体もしくは結社、それらの会員もしくはそれら会員中の特定のカテゴリーに對して、その出身、特定の集団への所属あるいは非所属を理由として、行為が行われる時は、同じ理由によつて裁判所は、同じ刑罰を課さなければならない。

第一〇條 人種差別行為の共犯は、行為者と同じ処罰に処せられる。行為が反復される時は、行為者は一度に二行為として

処罰される。

80 人種差別撤廃委員会は総会に対する報告書の中で、ハイチの第三と第四定期報告書について次のような見解を述べている。

『一九八一年二月四日の大統領令は、ハイチの条約当事国としての義務を遵守するようとの、委員会の要望を考慮に入れていることを認める委員があった。これらの委員は、この大統領令の規定が何地位、またどのような場合に適用されたのか知りたいたと希望した。他方次の諸点に注目が集った。大統領令の第一条は、条約第四条aに規定された差別の煽動者についての規定がない。大統領令の第五条は、人種差別思想の流布とすることに對する言及は特になく、宣伝のみについて述べている。

最後に、条約第四条bが求めている、人種差別もしくは人種的憎悪を助長する団体または結社に対する措置については何の言及もない。この理由で、これらの事項に関する規定についての特別の報告が求められた。さらに大統領令の中の差別とは見做されない措置に関する第四条第一部についても、この規定の由来と性質についてのより詳しい報告が求められた。つまり、国家によってどんな区別、除外、制約または優先が設定されるのか、問題の国というのはいかなる国でもよいのか、あるいはハイチ国だけなのか、もし後者の場合、これらの除外、区別または制約を規定するハイチの法律とは何かということであった。

委員会で提起された問題のいくつかに答えてハイチ政府代表は、一九八一年二月四日の大統領令の諸規定は、公務員職のポストに就く場合についてのみ適用されるもので、第五条二項と

三項で大統領令は、人種的優越または差別に基づく思想の流布を暗に糾弾している、と述べた。⁽³⁷⁾

81 ハイチの第五報告書は近く委員会の審議にかけられるが、次のような記述がある。

『一九八一年二月四日の大統領令第五条が、人種差別を煽動する人びとの場合に言及していないという事実について、H・パフネフ氏より質問があった。この点については、ハイチ政府としては、ハイチ政府代表が行った回答に言及したい。代表は、人種差別思想の流布は、「宣伝」という言葉に暗にカバーされていることを強調している。

一九八一年二月四日の大統領令の実施に関する委員会の質問については、この法律の適用が必要とされたような差別のケースは今日までのところ皆無であるということの特に述べた。

大統領令が差別または人種的憎悪を助長する団体もしくは結社に対する措置について全く触れていないという、委員会のコメントについては、個人個人に適用される刑事的処罰は、人種差別に従事するあらゆる団体の何人に対してもまた適用されるということを指摘する。刑事的処罰は個人のみ適用され、民事罰は法人格を有する団体に対して、その会員が行った違法行為を理由に課されることはない。』

三 解 釈

A 第四条 a

一、第四条a第一句の『流布』の意味

82 第一句『人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種的差別の煽動……』も、法律によって処罰されるべき犯罪であることを宣言する』の意味について問題が生じている。

83 先づ明らかなのは、二つのこの流布が、法律による処罰によって、禁じられているということである。つまり、人種的優越に基づく思想と、人種的憎悪に基づく思想である。もう一点明かなことは、流布というだけの行為が処罰の対象となるということである。行為を犯すという意思は必要ではないし、また流布の結果も、重大であらうと取るにたがらぬものとの関係はなからず。

84 市民的及び政治的権利に関する国際規約の第二〇条二項が、『差別、敵意又は暴力の煽動となる民族的、人種的又は宗教的憎悪の唱道は法律で禁止する』としていることが注目される。

a フィリピン

85 フィリピンの法制は「条約」第四条aと規約第二〇条(2)との間のギャップを、人種的優越または憎悪に基づいた政策の流布並びに唱道、人種差別の煽動……』(大統領布告第二三三〇—A一九七八年四月十七日付)を処罰の対象とすることによって、埋めようとしている。

b アイスランド

アイスランドは、流布行為は意図的でないならならぬとする(アイスランド第三報告書、一九七四年一月七日、CERD/C.R.70/Add.5)。報告書は次のように記述する。『異った人種、肌の

色、その他の人びとの間の差異の科学的分析が「条約」の規定上、妨げられるものではないことは、自明である。同じことは、他の学者による客観的議論にも当てはまる。』

87 第二三三三a条aというのが、一九四〇年のアイスランド刑法典第一九号に追加された。これは「ノルウェー法ほど前進的でない規定」とされている。次のように規定する。

『第二三三三a条a愚弄、中傷、侮辱、脅迫または他の手段で、国籍、肌の色、人種または宗教を理由として個人の集団を公然に攻撃した者は何人も、罰金、単純拘禁または、二年以内の懲役刑に処される。』

c パキスタン

パキスタン刑法典の第五〇五条に関して、委員会の一部の委員は特に、次の質問を行った。(一)ある人が、ある声明、うわさ、または報告が真実であると信ずるにたる十分な理由を持って、この章に規定するようないかなる意図も持たず、誠意をもってこれをつくり、出版しまたは配布した場合でもこの人は、この条文に言う意味での犯罪行為を実行したことになるのかという点の説明、(二)一定の結果を招来しようという『意図』をもって行った時だけではなく、このような結果を招来『するかも知れない』という場合でも犯罪行為とする、この条文の諸規定について。パキスタン政府代表は、『意思と意図のは決定的要因である』と述べた。従って、人種間の対立を助長しようとする意図は毛頭なく、善意または無意識でこのような行為をした者は法によって処罰されない』と述べた(A/38/18, p.56)。

α ノルウェー

89 ノルウェーの第三報告書（一九七六年一月九日付、CERD/C/R.78/Add.9）によると、ノルウェーの刑法典の第二三第五章は、『一九六〇年代にヨーロッパの大部分を襲った反ユダヤ主義の暴力とテモの波』に照して、改正された。第一三五条に新しいパラグラフが追加された。これは一定の宗教団体に属するあるいは一定の種族的出身に属する種族的集団を公に侮辱し、これに対する憎悪あるいは軽蔑を煽動するすべての者を処罰するものである。『しかし乍ら』と報告書は続ける。『この規定ととも第四条aに挙げられている犯罪行為をすべて含むものではない。例えば「人種的優越又は憎悪に基づく思想の流布」……の禁止』である。第四条aに挙げられているあれこれの犯罪行為をカバーするため、刑法典は、批准に先立って、新しい条文一三五aという形で追加aを規定した。この条文は以下の通りである。

『宗教、人種、肌の色または民族的または種族的出身に基づいて公報とか一般大衆に向つてのコミュニケーション手段または一般大衆に向けてのその他の流布手段によつて、個人や個人の集団を脅迫、侮辱あるいは憎悪、迫害または軽蔑にさらす者は何人も罰金もしくは一年以下の懲役に処せられる。』

第一項に規定する犯罪行為の実行を煽動あるいは補助並びに教唆する者は何人も同じ処罰に処せられる』

e 連合王国（イギリス）

連合王国の法制に於てもその第一報告書（一九七〇年四月一日付、CERD/C/R.3/Add.14 and Corr.1）に同様に述べられて

ている。

『一九六五年法の第一条は、イギリスにおいて、肌の色、人種あるいは種族的または民族的出身に基づいて一般大衆のいかなる一部に対しても憎悪をたきつけること、脅迫的、悪罵的または侮辱的な出版物を出版または配布すること、または公の集会における公の場所、脅迫的、悪罵的または侮辱的言葉を使用することを、犯罪行為としている。但し何れの場合も、行為や言葉は、肌の色、人種または種族的または民族的出身に基づいて、関係の大衆の一部に対しての憎悪をたきつける可能性のあることを要する。この条文は、ごく日常の討論や正当な論争までも処罰の対象とするものではない』

91 以上の措置も「条約」第四条の第一句の規定を満足するものとは考えられない。この第一句は、故意であろうとなかろうとを問わず、流布行為そのものを処罰する建前を堅持しているからである。例えば、流布は「脅迫的、悪罵的または侮辱的」であるとか、「人種、肌の色または、民族的または種族的出身を理由として、脅迫、侮辱または憎悪、迫害または軽蔑にさらす」ような流布行為とすることによって、アイスランド、ノルウェー、それにイギリスの立法形式は明かにその適用範囲において、「条約」第四条の第一句より限定的である。

92 さらに、イギリスの一九六五年法の第六条はその追加要件で、『いずれの場合も、行為または言葉は、憎悪をたきつける可能性がある』としている。これは『人種的優越』に基づく思想と憎悪に基づく思想の区別をあまり気にしてはならないと思われる。

二、第四条a第一句の『煽動』の意味

93 煽動の場合について考えると問題は、それが故意(意図的)によるべきか、あるいは単なる煽動行為があれば十分であるかということ、また行為者が煽動行為の結果またはこれがもたらすところのものを目標として意識していたかが問題である。

a ギリシャ

94 一九七九年六月二十八日にギリシャで制定された法律第六二七号の第一条一項は、『人種あるいは民族的出身にのみ基づいて個人もしくは個人の団体に對して、差別、憎悪または暴力を惹起するような行為への故意の煽動に對する処罰を規定している』(CERD/C/26/Add.1)

b フランス

一方フランスはその第一報告書（一九七三年四月一三日付、CERD/C/R.33/Add.6）に於て『実際において憎悪を煽動する意図があったか否かはこれを立証することが困難なことが多く、差別の場合の若干の行為は完全に法による処罰を免れている。一九七二年七月一日の法律は、このような状況を救済することを目的として』と述べた。それ故、人種的差別と侮辱行為を定義するに當り、『以前の』に、このような犯罪の行為者が、国内の市民または住民の集団に對して憎悪をかきたてることを計画的に意図したものであることは、もはや必要でなくなった。このような行為が客観的内容を持っており、犠牲者が中傷され、侮辱されたというところで充分である』(一九七四年四月一二日付、

CERD/C/R.33/Add.11)

96 第四条aの第二句で処罰の対象となるのは単なる煽動行為であつて、行為者の側のいかなる意図あるいは、このような煽動の結果については、もしあつても何の関係もない。

三、第四条aの他の諸条項

97 「条約」第四条aのその他の条項は余り問題はない。というのは、すべての国が暴力を一般的に処罰の対象とする法律をもつていたり、暴力に對する煽動あるいは補助を、共犯もしくは従犯の概念のもとに処罰されるべきものとしているからである。あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約とか集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約に従つて、『いかなる人種または異った肌の色または種族的出身の人びとのいかなる集団に對する』暴力に對処するための特別の立法措置をとっている、条約当事国が若干あることは周知の通りである。

89 第四条aの最後の項は、人種差別に對する財政的援助を含むいかなる援助の供与を行う者は、法律によつて処罰されるべきであることを規定する。ほとんとすべての国の刑法典が、共同正犯、または共犯、または従犯のいづれかの形で犯罪行為を実行することが広く承認されている。しかし委員会が、このような承認を委員会の権限に基づいて行うことは留保している。というのは、「条約」当事国はこの点に関する自国の刑法典の諸規定のテキストを、委員会に提出しなくてはならないからである。

99 「条約」第四条aはすでに、人種の集団に対する人種差別または暴力を煽動する者を、共同正犯として扱うことが注目される。従って第四条aの最終条項に言及されている、人種の差別に對する援助も、人種の差別の煽動もしくは人種の集団に對する暴力行為以外の人種の差別行動に對する援助を指していることは、明白である。

a ブラジル

100 ブラジルはその第六報告書（一九七九年七月一七日付、CERD/C/66/Add.1）の中で、次のように述べている。

『(四) 人種差別を煽動する思想の流布は、一九六七年二月九日の法律第五二五〇号によって処罰される。この法律は思想と報道の自由を、次のような条件の下で規制するものである。』

法律第五二五〇号第一条 思想の自由 情報と思想を求め受けまた流布することは、いかなる手段によっても自由であり、検閲にかかるといふことはない。各個人はこの権利のいかなる濫用についても、法律によって有責とされる。

第一節 戦争宣伝の流布、政治的並びに社会的秩序の転覆または人種もしくは階級的偏見を煽動する行為は容認されない。

第十四条 戦争宣伝の流布または政治的並びに社会的秩序の転覆、もしくは人種または階級的差別の助長について同様の行為。処罰、一年以上四年以下の懲役

(五) 同じく一九七八年二月一七日の法律第六六二〇号は、『國家の安全に對する犯罪』の定義の中に、憎悪と人種的偏見

の煽動を含め、一年以上二年内の懲役刑を規定している。

法律第六六二〇号

第三六条 以下の煽動行為

VI 憎悪もしくは人種差別 処罰、一年以上二年内以下の懲役

ソール条項 煽動の結果重大な身体傷害もしくは死を招来した場合は 処罰 八年以上三〇年以下の懲役

第四四条 この章に特定されている何れかの犯罪の実行の煽動、またはこれらの犯罪の唱道、または実行者への支持は、これらの事実がより重大な犯罪を構成しないならば、

処罰 一年以上五年以下の重懲役

ソール条項 煽動、流布あるいは唱導がプレス、ラジオまたはテレビを通じて行われた場合は、刑は二分の一加重される。』

101 さらに刑法典第二五条は、『何んらかの方法で、犯罪に担じた者は何人も、ここに規定された刑罰に処せられる。』ブラジルの第七定期報告書(CERD/C/91/Add.25, October 1982)によると、これは人種の差別行為に對して援助を供与し、あるいは財政的援助を行うことは、正犯行為と同じベースで処罰されることを意味する。

b ブルガリア

102 ブルガリアは、刑法の条文（一九六八年）の新しいテキストを提出した。これは特に第四条aを実施するもので、以下のよう規定する。

第一部 民族的並びに人種的平等に對する犯罪

第一六二条(一) 人種または民族的対立または憎悪を流布または煽動する、または人種差別を煽動する者は、三年以下の懲役と公の非難に処せられる。

(二) 民族的出身、人種、信条または政治的所屬に基づいて他人に對して暴力を振り、あるいは他人の財物に損害を与える者は三年の懲役と公の非難に処せられる。

……

第一六三条(一) 民族的または種族的出身に基づいて個人の集団、個人またはそれらの人びとの財物を攻撃するため暴徒集団に参加した者は、以下のような処罰に処せられる。

a けしかけ人とリーダー 五年以下の懲役

b 他のすべての参加者 一年以下の懲役もしくは強制労働

(二) 暴徒あるいはその一部の者が武装していた時

a けしかけ人とリーダー 一年以上六年以下の懲役

b その他のすべての参加者 三年以下の懲役

c 攻撃によって重大な身体傷害もしくは死亡が生じた場合は、けしかけ人並びにリーダーは、三年以上一五年以内の懲役刑に処せられる。他の者は、五年以内の懲役、但しより重い刑罰に処せられる可能性のある場合は、この限りではない。

o キューバ

103 キューバの刑法典第三四九条は、「条約」第四条aを実施するためのもので、次のように規定する。

第三四九条一項 性、人種、肌の色もしくは民族的出身に對し

て攻撃的態度を顯示したことを抱くことによつて、あるいは性、人種、肌の色あるいは民族的出身を理由に、憲法上保障された平等権の行使または享受を妨害する、あるいは阻止することを目的とした行為を実行することによつて、他人を差別しあるいは差別の助長または煽動に従事する者は何人も、六カ月以上三年以下の自由剝奪刑、もしくは二〇〇〇から五〇〇〇ユニットの罰金刑、もしくはその双方に処せられる。

二項 人種の優越もしくは憎悪に基づいた思想を流布する、あるいは異った人種または異った肌または種族的出身の個人の集団に對する暴力行為の煽動に従事する、あるいはアパルトヘイト罪並びに分離主義または同様の政策またはそれらの表明を助長する者は何人も同じ処罰に処せられる。

d ルーマニア

104 ルーマニア政府はその第三報告書の中に、一九七五年三月二五日に、一九六一年憲法に若干の修正を含め発表した。その第一七条は以下のよう規定する。

『ルーマニア社会主義共和国の市民は、民族、人種、性または宗教による差別なく、経済的、政治的、法律的、社会的並びに文化的活動のあらゆる分野で、平等の権利を持つ。』

國家は市民に平等な権利を保障する。民族、人種、性または宗教に基づくこれらの権利の制限並びにこれらの権利の行使についての差別は、認められない。

これらの制限を設けることを目的とするいかなる表明、行きすぎた民族主義的宣伝または人種的もしくは民族的憎悪は、法

律によって処罰される。

105 一九七四年三月二十八日に言論出版法が改正された。その第六七条は以下のように規定する。

『言論出版による表現の自由に対する権利の濫用より社会と個人の利益を守る目的に照らして出版によってファシスト、反啓蒙主義的または反人道主義的思想を宣伝し、「盲」目的愛國主義宣伝を行い、人種的または民族的憎悪または暴力の煽動を構成する、あるいは民族的感情をさかなでするようないかなる資料を発行しあるいは流布することも、違法である。』

106 以上の立法措置は、「条約」の諸規定を考慮に入れるため、以下の刑法典の規定を補足することを意図している。

第一六六条 いかなるメディアによろうともファシスト的性格の公の宣伝は、五年以上一五年以下の懲役刑並びに一定の権利の剝奪刑に処せられる。

社会主義秩序を転覆することを目的とする、あるいは国家安全を脅かすような宣伝またはいかなる行為も、五年以上一五年以下の懲役刑並びに一定の権利の剝奪刑に処される。

●一定の権利の制限による権限の濫用

第二四七条 市民がその権利を行使するのを妨げる、あるいはその市民を、民族、人種、性または宗教を理由として劣等な状況に置く公務員は何人も、六カ月以上五年以下の懲役に処される。

●民族主義的—極端な愛國的宣伝

第三一七条 民族主義的—極端な愛國的宣伝並びに人種的ま

たは民族的憎悪の煽動は、六カ月以上五年以下の懲役に処せられる。但し行為は第一六六条による処罰となるものでないことを要する。

●集団殺害 第三五七条は、集団殺害罪の防止及び処罰に関する国際条約に定義された集団殺害行為を処罰する。

107 総会に提出された人種差別撤廃委員会の報告書は、次のように記述している。

『委員会の決定三(Ⅶ)に対する回答として提出された追加報告について、ルーマニアの刑法典第一六六条が果たして、人種差別宣伝と人種差別団体への参加をカバーしているものかどうかについての質問が、委員会でも出された。全委員が、『ファシズム』という言葉が『人種差別主義』という言葉と同義であるということに同意したとは言えない。また前者の言葉が刑法典の中にその正確な含意の解釈もつけないで使用されているから、立法の目的にそつのであるという点についても、全委員が同意したとは言えない。』

条約第四 a と b に関して、多くの委員がルーマニアの立法措置は、対応するとされる条約上の義務を遵守するためには不適當ではないかと指摘した。人種差別の煽動を処罰するという重要な事項がカバーされていないことが指摘された。なるほど憲法第一七条は差別なくすべての市民の平等を完全に保障する建前になっている。しかしこれとても人種差別行為に対する処罰は、全く規定していない。人種差別行為は刑法典の中にはないし、このような活動に対する援助または財政的援助が法律によ

って処罰されるという規定もない。ルーマニアの法制は、他のほとんどの国と同じ様に犯罪行為の実行をそのかした者の処罰を規定しているとも考えられるが、政府が果たしてこのように理解してよいのかどうか委員会に教示してくれると有難い』

B 思想と表現の自由への権利との関係

108 国連事務総長主催で一九七九年七月に、人種優越主義と人種差別と闘う一〇年計画の下の一活動として、国連セミナーが開催された。ここで、人種差別撤廃委員会前委員、ブリシエンコ氏が提起した問題点が議論された。それは、表現の自由は「条約」の諸規定、ことに第四条の実施を妨げるように濫用されてはならないということであった。

『セミナーでは一般的な了解が成立した。それは、第五条に掲げられた市民的権利を援用して、第四条に従って負う義務の遵守を妨げてはならない。』

一、フランス

109 フランスは一九七一年七月二八日に「条約」に加入したが、この時、第四条の解釈について次のような宣言をした。

『第四条についてフランスは以下のことを明らかにしたい。

フランスはこの条文の中で世界人権宣言の諸原則並びに条約第五 a への言及のあることをもって、当事国は思想と表現の自由並びに平和的集会と結社の自由と両立しないような反差別立法をする義務は、これらの規定よりして存在しないと考える』

110 しかしそれだからと言ってフランスは「条約」第四 a を実施するための必要な立法措置をとらなかつたわけではない。委員会は、フランスが「条約」の批准に伴ってその法制を再検討し、人種差別に対する措置に関する、一九七二年七月一日の法第七二—五四六号を制定してある程度ギャップを埋めることとした』と高く評価した。

111 人種差別撤廃委員会は総会に対する報告書の中で、次のように述べている。

『条約第四 a の実施に関する報告について、パリの控訴院とグルノーブルのメインインスタンス裁判所によって下された判決に満足の意を表明した委員が若干あった。これらの判決は、表現の自由などの自由に対して、条約上の関係条文に従った義務の方にプライオリティを与えたものである。しかし、集団による人種差別思想の流布に対するフランスの態度の方が、個人レベルでの同じ思想の流布に対する態度より明確だと指摘する、他の委員もあった』

『フランス政府代表は、これらの見解や質問のいくつかについて、コメントを行った。代表は、フランスの裁判所は条約第四 a を、個人レベルでも団体レベルとまさに同一に解釈しており、また一九〇一年の団体の第三、七並びに八条は、条約第四 a の要件を充足している。フランス政府は条約第四 a に関する解釈宣言を留保とは考えていない』

二、オーストリア

112 オーストリアは一九七二年五月九日に条約を批准して、次のような解釈宣言を行った。

『あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約第四条は、a b並びにcに特に規定された措置は、世界人権宣言に具現された諸原則及びこの条約第五条に明記する権利に留意して行われなければならない、と規定する。オーストリア共和国はそれ故、思想と表現の自由への権利並びに平和的集会と結社の権利は、このような措置によって害されるものではないと考える。

これらの権利は世界人権宣言第一九と二二条に明言されている。また国連総会も、市民的及び政治的権利に関する国際規約の第一九条と二二条を採択した際これを再確認した。また人種差別撤廃条約第五条a(八)並びに(九)にも言及されている。』

113 しかし以上の解釈宣言によってオーストリアは、『条約』第四条aを実施するために必要な立法措置をとらなかつたということではない。委員会はその総会への報告書の中で、以下のように述べている。

『オーストリアでは一九七五年一月一日に新刑法典が発効し、この法典の第二八三章はある程度まで、条約第四条aに従った報告当事国の義務をカバーしていると考えられる若干の委員があった。しかしながら、このような立法措置によって、この条約文bのすべての要件を充足しうるのかについては、疑念が表明された。』

三、イタリー

四、オーストラリア

116 オーストラリアは批准に際して、次のような宣言を行った。

『オーストラリア政府は……オーストラリアが条約第四条にカバーされるすべての事項を今のところ犯罪行為として特に取り扱わないことを宣言する。この種類の行為はこのような事項を現行刑法が、公の秩序の維持、公の損害、攻撃、暴動、犯罪的誹謗、陰謀並びに襲撃のような事項を扱っている限りにおいてのみ、処罰される。オーストラリア政府は出来るだけ早く、特に条約第四条aの諸条項を実施するための立法措置を求める所存である。』

117 しかしオーストラリアは、その第二報告書(9 April 1979, CERD/C/16/Add. 4)に於いて、次のような立場を表明した。すなわち、『条約』第四条は、当事国が『世界人権宣言に具現された原則及びこの条約第五条に明記する権利に留意し……』と規定しているところからして

『第四条aによってカバーされる側面については、人種差別と闘いこれを根絶するために政府のとった最終的且つ実際の措置と、条約第五条d(八)で言論及び表現の自由に対する権利として認められており、また世界人権宣言第一九条において認められている基本的権利の間に正当なバランスが維持されるよう保障することに関心を有する。世界人権宣言第一九条は、『何人も、意見及び発表の自由を享有する権利を有する。』

114 イタリーは一九七六年一月五日に『条約』を批准して、この時に次のような解釈宣言を行った。

『a 条約第四条、そしてことにこの条約のa並びにbに規定された積極的措置は、差別のあらゆる煽動または行為を根絶することを目標としたもので、この条約自体が述べているように、『世界人権宣言に具現された原則及びこの条約第五条に附記する権利に留意して』解釈されなければならない。』

従って、この第四条に基づく義務としても、世界人権宣言第一九条と第二〇条の明記する意見と発表の自由の権利並びに平和な集会及び結社の自由の権利を害するものではない。この点は国際連合総会が市民的及び政治的権利に関する国際規約の第一九条と第二二条を採択した際に再確認されており、また人種差別撤廃条約第五条dの(八)と(九)にも言及されている。実際はイタリー政府は、国際連合憲章第五五条cと第五六条に基づく義務に従って、世界人権宣言第二九条二項に明記された原則に忠実である。この条約は、『何人も、その権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の妥当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社會における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を充足することをもつばら目的として法律が規定している制限のみに従わなければならない』と規定する。

115 『条約』の批准の承認を可能にした法律からみられるように、以上の解釈は決して『条約』第四条aを実施するための積極的立法措置の採択を妨げるものではなかつた。

この権利は、干渉を受けずに自己の意見をいやく自由、並びに情報及び思想を求め、受け且つ伝える自由を含む』と規定する。

報告書はさらに次のように記述する。『オーストラリア政府は、現にオーストラリアに存在する政治的、社会的並びに文化的条件からして、言論の自由と人種差別を公に糾弾し禁止することとの間の正当なバランスが、人種差別的宣伝と団体の存在自体を自由且つ公に討議し、また本質的に誤っていると否定し去るという、不当で非現実的な要求のくり押しを可能にしかねない。オーストラリア政府はさらに『人種的優越と憎悪に基づいた思想の流布については、オーストラリアにおける司法当局はこぞ、公の場所において脅迫的、悪罵的、または侮蔑的発言をした者として犯罪扱いにする用意がある。』

118 この点は前述のアイヌランドやノルウェーのやり方と同様である。

119 しかしオーストラリアや北欧諸国も批准している市民的及び政治的権利に関する国際規約は、表現の自由の権利の行使にはとりわけ『特別の義務及び責任を伴う』と規定している。それ故一定の制約に服するものと考えられる。しかしこれらの制約も、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限られる。『a他の者の権利又は信用の尊重、b國の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護』

120 オーストラリアは第三報告書(15 July 1981, CERD/C/63/Add. 3)の中で、『オーストラリアは第四条aを、思想その他

の流布の禁止の部分を除いて遵守していることを卒直に認めた。
 121 例えは『誤った、根拠のない人種差別宣伝』のような違法な中傷についての現行のオーストラリアの法的措置について、その第三報告書は『法的救済に訴えることの出来るのは、問題の誤った情報の中で特定されうる個人のみである。現在のところオーストラリアにおいては、集団的中傷行為は裁判所によって認められていない』と述べている。

122 オーストラリアの第一報告書について、委員会はその報告書の中で特に、次のように述べている。

『一九七五年の人種差別禁止法の第一六条と第一七条に、条約第四条に言及された行為のいくつかが『不法』と宣言されている。しかし、条約は第四条aに言及されたすべての行為が『法律によって処罰されるべき犯罪』と宣言され、また、第四条bに掲げられた団体と行為は『違法』で『禁止されるべきこと』を宣言されるべきことを条約が要求しているという事実¹²³に注意を喚起した委員も若干あった。この点に関してまた、一九七五年の人種差別禁止法第二六条の規定は、人種差別行為を『不法』と指定しているが、刑法に触れる『犯罪行為』とはしていないことも指摘された。条約第四条に規定されている種類の行為を処罰すべきものとする、現行刑法についてのもっと詳しい報告を求める委員が若干あった。¹²⁴

123 報告書の中に引用されている、一九七五年の人種差別禁止法の関連条文は以下の通りである。

第一六条(宣伝行為) この章の目的に従って不法である行

後退というほかはないと考えられた。また、第四条aはオーストラリアの法制によってカバーされておらず、一九七五年の人種差別法の第一六条並びに第一七条は報告書の第四三項に言及されているが第四条bの規定を全体的にカバーしているとは言えないとされた。委員会はこの方面でのいかなる進展をも、これを歓迎するものである』

『条約第四条に関連してオーストラリア政府代表は、暴力行為を煽動することは、オーストラリアでは不法であることを確言した。そして人種差別禁止法の第一六条と第一七条に注意を喚起した。これら条文は、ことに、人種差別的見解の流布を不法としていた。オーストラリア政府は、人種差別宣伝と団体を実効的かつ出来るだけ厳格に禁止するような諸条件の醸成に重きをおいている。現在のような社会的、文化的並びに政治的環境においてこのための最も実効的方法は、これらの問題に関する自由な公開討論を推進することであって、結社の自由やその他のいかなる市民的自由¹²⁵に枠をはめることではない』

125 委員会はオーストラリアの第三定期報告書(CERD/C/63/Add.3)を審議した後、総会に次のように報告している。

『条約第四条に関して一部の委員は、オーストラリアは、人種的優越または憎悪に基づく思想の流布の禁止と人種差別を助長または煽動する団体の違法化を除いて、その条文を遵守していることに注目した。また、当事国がこのような行為を処罰されるべき犯罪であると宣言するための特別の立法措置を採択しなければならぬことを条約が求めているのも、まさしくこの

為を実行しようとする意思を示す、または示していると理解されるに十分な宣伝または掲示を、出版または公示、あるいは出版または公示させる、またはこれを認めることは、不法である。

第一七条(不法行為の実行の煽動の違法性) 次の行為を不法とする。

a この章の条文に基づいて不法行為の実行を煽動すること。

b 財政的援助であると他の方法であると問わず、このような行為の実行を援助または助長すること。

第二六条(明確に規定されない限り犯罪行為とされない不法行為) この章に明確に規定されていない限り、この法律第二章の規定によって違法とされる行為を実行する、またはこれを実行することに他人と合意することは、この法律によって犯罪行為とされない。

124 人種差別撤廃委員会は、オーストラリアの第二報告書を審議した後、その総会への報告書の中に次のように述べている。

『オーストラリアの第一報告書を審議した後、委員会が、条約第四条の要件はオーストラリアの法制の中に概してカバーされているが、まだ十分ではないという見解をとったことが想起された。オーストラリア政府が第四条に示された線にそって、立法措置をとることを検討するようにという希望を委員会は表明した。政府が目下第四条に基づいて立法措置をとるということが望ましいかどうかということ自体を問題にしているのは、

点であるという見解も表明された。意見と表現の自由への権利は条約第五条に認められているとしても、この権利が、害悪を及ぼすまでに至った時は一定の制限に服すべきであり、また当事国は人種優越主義の思想に基づく行為を法律によって処罰するための若干の立法措置は行わなければならない。人種差別禁止法は若干の行為を不法としているが、このような不法行為に対する処罰規定のないことに注目した委員も一人あった。この点に関連して、条約の批准に際してオーストラリア政府の行った解釈宣言で、政府は出来るだけ早い機会に議会に対して、特に条約第四条aの規定を実施するための立法措置を求めると述べていることが想起された。委員会としてはそれ故、オーストラリア政府が条約第四条に則って義務を完全に遵守するために採用する今後の措置を期待するものである。

条約第四条についてオーストラリア代表は、オーストラリアは第四条の規定は、ことに世界人権宣言並びに市民的及び政治的権利に関する国際規約に謳われた、結社、発表並びに意見の自由を含む、人権の全体的コンテクスの中で考えられるべきであると考えていると述べた。さらに特にこの条文のaの諸規定について代表は、これらは刑法上の犯罪行為に言及するものではなく、法律によって処罰されるべき行為に言及するものであり、それ故、これらの行為を処罰しまたそのためにどのようなタイプの処罰規定を置くかは、立法措置を行う各国の決めることであると述べた。この点に関して代表は、人種差別禁止法の第一六条並びに第一七条によって、人種的優越もしくは憎悪に

基づく思想の流布は不法であり、この法律第二五条は、このような行為に対して課せられるべき処罰並びに裁判所に与えられている権限について規定していることに注意を喚起した⁽⁶⁾』

五、連合王国（イギリス）

125 イギリスは署名に際して解釈宣言を行ったが、これは批准に際しても維持された。以下の通りである。

『イギリスは条約中の若干の条文をどのように理解するかを述べる。第四条は条約当事国に対して以下の条件においてのみ、a、b並びにcがカバーする分野についてさらに立法措置をとることを要求するものと考ええる。すなわち、世界人権宣言に具現された原則及びこの条約第五条に明記する権利（ことに、意見と表現の自由への権利、並びに平和な集会と結社の自由への権利）に留意し、この分野において何んらかの立法措置の追加あるいは現行法並びに慣行に変更を加えることが、第四条のはじめの部分に特定された目的の達成のために必要であると考えられる限度においてである。』

127 イギリスの第三報告書（一九七五年三月二日付、CEDD/C/R.70/Add.3d）は、世界人権宣言第二九条三項の適用可能性について詳しく講じて、次のように結論している。『国際連合憲章第一条三項は、イギリス政府の考えによると、反人種差別それぞれ自体を国連の設立の目的としている。しかし問題はむしろすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成する方法に關係している。第二

九条三項が、人権宣言によって与えられた権利と自由は、国際協力を防止したり阻止したりするため使用されてはならないと意味するよう解釈される。そうだとすると、『このことによって、権利と自由の行使が国際協力を防止あるいは阻止するものでない限り、権利と自由の行使を制約するいかなる義務をも国家に課すことが出来ないということではない』。第二九条三項はまた同じ条文の二項と共に読まれなければならない。二項によると、『世界人権宣言に則った個人の権利と義務の行使に対する制限は、他人の権利及び自由の妥当な承認及び尊重を保障すること並びに民主社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を充足することをもつばら目的とされなければならない。』

128 報告書はさらに、特にaとbはもし独立しているものとすると、極めて突出した立法措置を要求しているものとされよう。イギリス政府の考え方によると、これは、意見と表現の自由への権利並びに平和な集会と結社の権利を不当に制限する結果を招く来するであろう。

129 イギリスの報告書の中には次のような陳述が記されていた。すなわち『各当事国は第四条を実施するためにどのような措置をさらにとるかを決定する権利を保留する』。しかしこの陳述は、委員会の全委員のコメントの対象とされた。ほとんどの委員がこの陳述に異議を呈した。報告書の中には、イギリスが『条約』に署名した際行い批准に際しても維持された『解釈声明』に対して何の反対も議論もなかった』と記述されていた。しかしこの点は一部の委員からは、イギリス政府並びに事務総長の双方が、こ

の解釈声明を条約第二〇条に則った留保とは考えなかった以上、無關係であると考えられた。一部の委員は、委員会がイギリス政府にこの件に関する公式見解を求めるといふ意見を表明した⁽⁴⁾』

130 『条約』第四条の強行的要件を報告提出国が遵守しているか否かの問題は、前の諸会期でも討議されたが(A/9018, para. 292; A/10018, para. 144; and A/32/18, para. 3047) 新しい人種關係法の制定に伴って生まれた新しい立法状況に照らして、第一八会期で再び討議された。委員会は全体として、第四報告書とこれに添付されていた白書の第二二六項に示されている事実を歓迎した。つまり新しい立法措置によると、人種の偏見をたきつけるという主観的意図はもはや必要ではない。しかし、同じ白書第一二七項には、政府は条約第四条aが要求する、人種的優越に基づく思想の流布を禁止する問題についての立場を再検討する機会を残しているという記述があった。新しい立法措置にはこの点でイギリスの立場の変更について何も反映されていないのは、残念であるとした。また、一九七六年の人種關係法の第七〇条「人種的憎悪の煽動」に以下のように規定されていることについて遺憾の表明がされた。すなわち、先ず、何んらかの人種の集団に対する憎悪をかきたてる怖れのある声明を違法行為とするためには、これがまた『脅迫的、悪罵的または侮辱的』でなくてはならない。次に出版または書かれた物の配布行為を処罰するための手続においては、『被告の側に問題の書かれた物の内容を知らないとか、また脅迫的、悪罵的または侮辱的であることを知っていたと疑う

ことは出来ないし、または疑うことが出来ない理由があるということと被告側が証明する責任がある』という点であった⁽⁴⁾。

131 『条約』第四条の実施措置について、イギリスにおいてはこの条文に対応する法律上の保障がなく、また例えば、一身体現立法が人種的思想の街頭宣伝や人種差別団体に対する財政的援助を特定して禁止するものか否かを確定することが不可能であるという見解もあった。イギリスが条約に署名した際に行った留保が、条約第四条に則って適切な立法措置が完成するよう修正されることが希望された。また一九七六年の人種關係法が北アイルランドに適用されることが注目された。報告書の中にはイギリスのこの部分に適用されている法制についての詳しい記述が欠如している。それ故に、北アイルランドに適用されている法律が条約の要件を充足するかどうかは断定出来ない。この点について、特に一九七〇年の（北アイルランド）の憎悪の煽動防止法のテキストを含むこの方面の法律のテキストを委員会に提供してほしいということが希望された。また一部の委員は、イギリス政府が、委員会において前に提起された質問を考慮に入れて、表現の自由に対する個人の権利と条約第四条の規定の間のバランスを保ったが、一九三六年の公の秩序に関する法律とその關係立法を再検討しているという報告を歓迎した⁽⁵⁾』

六、ドイツ連邦共和国

132 ドイツ連邦共和国は『条約』第四条について、全く留保も解釈宣言も行っていない。第四報告書をコメントして、人種差別

撤廃委員会は総会に次のように報告した。

『委員会の前の会期で表明された見解をくりかえす委員が若干あった。すなわち、条約第四条a並びにbの諸規定の実施が、この条文中に含まれた約束と合致していないということであった。この条文のaは、人種的優越に基づいた思想の流布を、その目的にかかわらず法律によって処罰されるべき犯罪行為として認めるが、連邦共和国においては、行為の目的が人種差別を助長するという目的を持って行っている時に限って、これを禁止するとしている。さらに、一九七五年二月一八日のハンブルグのハンセンアティック高等地方裁判所の判決によると、ある集団に属している人びとを侮辱あるいは悪意をもって嘲笑した行為が、一定の条件によつてのみ処罰されるとされた。条約第四条aは、このような煽動行為が処罰されるための何んの条件もつけていない。⁽⁵¹⁾

……条約第四条aの諸条文の実施について、ドイツ連邦共和国政府は慎重審議の後、人種的優越の見解と流布は、もしこれが人種的差別あるいは憎悪を生み出すとする意図によるものである場合は、処罰されるべきであるとの結論に到達した。この解釈は「意見と結社の自由」を謳った「世界人権宣言」に具現された諸原則に留意すること」を認めている第四条に則つたものである。』

133 人種差別撤廃委員会は、国連の第三四総会に提出した報告書の中で、次のように述べている。

『条約第四条の諸規定の実施に関連して、報告書の中に述べ91/Add.30)の中で、次のように述べた。

『前の報告書はドイツ連邦共和国政府が第四条aに則つて義務を履行するための刑法規定について、詳述していた。特に、ドイツ刑法典第一三〇条(人民の煽動)並びに第二三一条(暴力の讚美と人種差別主義の煽動)を含んでいる。

人種差別撤廃委員会で次のような見解が表明された。『現行の刑法規定は第四条aに従つた義務を充足するには不十分である。その理由は、刑法典第一三〇条に規定されているような、実施のための法律要件は、第四条に則つて認められているよりも、狭く定義されているからである。刑法典の規定のテキストと条約を比べてみるこのことがよく分る。しかし他方では、このような刑法典の諸規定も、実際においては狭くは解釈されていないことも、事実である。刑法典の規定もしくは犯罪行為における個人的要素を解釈するための一つの重要な標準は、その国家が国際法によつて引き受けた義務に出来るだけ一致するよう法律の国内的適用を維持するよう努力することであることは、明かである。この理由からして、第四条aの要件は、とにかく実行においては遵守されて来たのである。このことを証明する例は、この報告書のアネックスに付いているケースについての資料でみて頂きたい。』

七、ノルウェー

136 ノルウェーもまた条約第四条について、留保も解釈宣言も行ってはいない。しかし、条約第四条の導入部の中の『留保』各項

られている二つの裁判所判決における、刑法第一三〇条の解釈に注目した委員が若干あった。第四報告書が審議された際、とられた立場は変更されないで維持されているか、質問された。もしそうなら、第四条に則つた政府の義務の解釈は、容認されな⁽⁵²⁾い。』

134 人種差別撤廃委員会は、連邦共和国の第六報告書(CERD/C/66/Add.27)を審議した後、次のように述べている。

『条約第四条に関連して、この条文の諸規定に従つて負う義務に対するドイツ連邦共和国の態度には何の変更もみられないとする委員が若干あった。委員会が国連総会の第三四会期に提出した報告書の中の、連邦共和国の報告書に関する審議の部分に注意が向けられた。そこには、もしこの国の立場に変更がないとするなら、第四条によつて引き受けなければならない義務の解釈を認めることは出来ないと記述されていた。条約第四条の求めるところに従つて、立法的及びその他の措置がさらにとられなければならないという確信を表明した若十の委員があった。国民党(the National Party)の活動に関連して、一九七一年以来ドイツ連邦共和国の代表は、この政党は支持を失いつつあると報告している。しかしまたネオ・ナチの燃え上りが続いており、政府はこのような活動を注意深くフォローしているにもかかわらず、テロ活動に従事し、ネオ・ナチの思想にそま⁽⁵³⁾っている集団とそのメンバーの双方の数は増えつつあるとどう事実が指摘された。』

135 しかし連邦共和国政府はその第七定期報告書(CERD/C/

に注意を払って、ノルウェー最高裁判所は、刑法典第一三五条a(上記参照)と言論の自由(Decision No.10 B/1977 of 18 February 1977)の間のバランスを考慮した。このうち、ノルウェーの第四報告書(25 November 1977, CERD/C/22)のアネックス一に報告されている。

137 ミッチェルセン判事は、ハロロランド高等裁判所(刑事犯罪判決)によつてなされた判決を確認して、次のような控訴審判決を行った。

『憲法第一〇〇条は、言論の自由を擁護している。とはいへ、刑法の諸規定の適用を通じて、言論の自由の濫用に対して干渉することが許されていることは、極めて明かである。このボーダーラインがどのように決められるのかの問題について詳しく論じる必要は、ここでは存在しない。刑法第一三五条a自体が、憲法第一〇〇条に反するということはない。この憲法規定は、人権を擁護するものである。第一三五条aの基となつている国際連合の条約、そして従つてこの規定自体もまた人権の擁護を目的としている。このことは条約の第四条と第五条からして明白である。これらの規定の一つの人権が保護しようとするところへ、他の規定が保護することを目的としているところと衝突する場合も考えられる。このような場合は、ある特定の場合においてこれらの権利のどちらが優越するののかということを決定するために、両者の間にバランスが求められなければならない。』

『刑法典第一三五条は従つて、憲法第一〇〇条を念頭にお

き、これを指導原則として、解釈、適用されなければならない。
刑事法委員会の第一三五条^aに対する説明的コメントによると、言論の自由並びに出版の自由に関する現行法を改正するに
かなる意図もないことは、明白である。しかし本件において被
告が行った発言の実際の意味についての私自身の見解に照して
みるに、私は、憲法が被告に対して刑法第一三五条の適用を禁
止するものと考えることを得ない。高等裁判所の首席裁判官の
陪審に対する指示も私の見解では、私がここで主張した見解と
矛盾するものではない。』
(以下、次号へ)